

中国地区シニアテニス連盟規約

平成7年6月 1日施行

令和6年4月30日改正

(名称・事務所)

第1条 本会は、特定非営利活動法人日本シニアテニス連盟(以下「連盟」という)に所属し、中国地区シニアテニス連盟(以下「本会」という)と称し、事務所を代表者の自宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、中国地区に在住する高齢者に対して、テニスの大会やイベント企画、開催及び運営支援に関する事業を行い、テニスの普及、振興を図り、もって「健康で長寿・親睦と奉仕・世界平和」に寄与することを目的とする。

(会員・組織)

第3条 会員は、前条の目的に賛同する60才以上の男子並びに50才以上の女子で、連盟に入会金を支払い、且つ、中国各県に年会費を支払った会員で組織する。

(事業)

第4条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 会員のためのテニス大会やイベントの企画、開催及び運営支援にかかわる事業
- (2) シニアテニスの普及、振興にかかわる事業
- (3) テニスを通じ、地域及び国際間の親善を深める事業
- (4) その他会員の活動に貢献する事業

(役員)

第5条 本会は、次の役員を置く。

代表者	1名
副代表者	1名
理事	若干名(各県連会長または県連会長が推薦する県連役員)
幹事(会計)	1名
会計監査	1名

(役員を選出・選任と任務)

第6条 代表者は、理事会において選任し、本会を代表し会務を統括する。

代表者は、必要に応じて役員を選任し委託する。

副代表者は、代表者が理事から選任し代表を補佐する。

理事は、本会の事業を審議し執行する。

幹事(会計)は、本会の会計事務を管掌する。

会計監査は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、その任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

(会議)

第8条 本会の会議は理事会および総会とし、各々年1回開催するものとする。その他、代表者が必要

と認めたときは理事会または総会を開催することが出来る。

- 2 総会は役員をもって構成し、事業、予算、決算、規約改廃、その他主要事項を協議、決定する。
- 3 総会の議決権数は各県1個とし、過半数の賛成によって決定する。

(会 計)

第9条 本会会費は、下記のものをもって当てるものとする。

- 1) 年会費
- 2) 助成金
- 3) 寄附金
- 4) その他

ただし、90才以上の会員については年会費を免除するものとする。

- 2 本会の会計年度（業務年度）は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の改廃)

第10条 本規約に定められていない事項について疑義が生じたときは、連盟の定款または会員規約および運用規約を基に理事会に於いて解決するものとする。

付 則

付則 1 本会の設立年月日は、平成7年6月1日とする。

付則 2 本規約は、平成7年6月1日より施行する。

本規約は、平成17年4月1日より改正施行する。

本規約は、平成23年4月1日より改正施行する。

本規約は、平成28年4月1日より改正施行する。

本規約は、令和4年6月21日より改正施行する。

本規約は、令和6年4月30日より改正施行する。

細 則

細則 1 年会費は、各県連盟会員一人当たり200円とする。